

特定工場等及び騒音特定工場等の規制基準（騒音規制法第4条第1項、県条例第34条第1項）

指定地域（騒音規制地域）内の特定工場等及び騒音特定工場等における騒音の規制基準は次表のとおりである。

昭和43年11月27日 厚農通運告示第1号

昭和48年3月30日 県告示第423号 平成14年3月26日 第306号

区域の区分		基準値(単位:デシベル)								
		6	朝	8	昼間	18	夕	22	夜間	6
第1種区域	第1種低層住居専用地域	45		8	50	18	夕	22	40	6
	第2種低層住居専用地域									
第2種区域	第1種中高層住居専用地域	50		8	55	18	夕	22	45	6
	第2種中高層住居専用地域									
	第1種住居地域									
	第2種住居地域									
第3種区域	近隣商業地域	60		8	65	18	夕	22	50	6
	商業地域									
	準工業地域									
第4種区域	工業地域	65		8	70	18	夕	22	55	6

備考 下記施設敷地の周囲50m区域内は同表の各欄（第1種区域は除く。）の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

特定建設作業の規制基準（騒音規制法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は次表のとおりである。

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

（1号基準） 騒音基準	（2号基準） 作業禁止時間		（3号基準） 1日の作業 限度時間		（4号基準） 連続作業限度期間		（5号基準） 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
85デシベル	午後7時 から翌日 の午前7 時まで	午後10時 から翌日 の午前6 時まで	10時間	14時間	6日		日曜日その他 の休日

（注）1．基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2．基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

3．2号基準から5号基準については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

区域の区分は次のとおりである。

昭和48年3月30日 県告示第424号

第1号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第1種区域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域） (2) 第2種区域（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域） (3) 第3種区域（近隣商業地域、商業地域及び準工業地域） (4) 第4種区域（工業地域）に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定区域のうち上に掲げる区域以外の区域